

令和元年11月25日 環境生活委員会開催状況

開催年月日 令和元年11月25日(月)
 質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ委員
 答弁者 生物多様性担当局長 小林 隆彦
 動物管理担当課長 藤島 京子

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 動物愛護政策について</p> <p>(一) 多頭飼育事例などへの対応について 私から動物愛護施策についてご質問させていただき ます。 今回、法についての抜本改正に対応するというこ とで、法令の見直しなどが行われているところであり ますが、今般の法改正では、都道府県知事に動物の飼 い主などに対する指導権限が付与されました。 道の動物愛護監視員は多頭飼育などの不適正な飼養 を理由に、周囲の環境を汚染している飼い主に対し、 法的な権限を持って指導や助言、立入検査をすること が可能となります。 今後、道では多頭飼育の事例などにどのように対応 していく考えかお伺いします。</p> <p>(二) 動物愛護団体との連携について 私自身も多頭飼育の事案に関してご相談を受けたこ となどがあるんですけど、その飼い主の方の心のケ アの問題ですとか、動物の問題に係わらず幅広い対応 というかケアが必要なものだというふうに思います。 そこで、動物愛護団体との連携などについて伺っ ていきたいと思いますが、道においては、振興局環境生 活課と保健所・支所において、獣医師職員がペットシ ョップや飼い主の指導、犬猫の引取り、新しい飼い主 への譲渡、譲渡されるまでの動物の世話などを行って いると聞いております。 一方、民間の動物愛護団体でも、犬猫の引取りや譲 渡、普及啓発など、様々な活動を行っています。 道が行っている業務のうち、動物の世話などは、む しろ経験の積重ねがある動物愛護団体に依頼していく 方法もあるかと思いますが、道の考えはどうか伺いま す。</p> <p>(指摘) 私としては、動物愛護は大変重要なことではあるの ですが、税金を使って、もちろんゼロ殺処分とい うか、殺処分を無くしていくという事は非常に重 要なんですけれども、そこに税金を投入するのが正し いか、正しくないのかということは、私自身も非常 に悩む、悩ましいなというふうに思っているところ があります。 道で、行うべきこと、民間の方で進めた方が良く ことっていうのは、少し分けてしっかり進めていっ たいただきたいと思っております、なかなか難しい とは承知をしていますが、やはり行政機関でなくて はできない罰則規定、規制ですとか、きめ細やかな 行政指導をペットの流通の方にですね、今パブリ ックコメントをしているところではありますけれど も、ペットの流通のほうに北海道として、しっか りとやっていくことが必要ではないかというふう に思っております。そこは指摘をさせていただき たいというふうに思います。</p>	<p>(動物管理担当課長) ペットの適正な飼育についてでございますが、ペ ットブームの裏で、みだりな繁殖により犬猫の頭 数が増えて飼いが管理できなくなる、多頭飼育に よる問題などが後をたたないことから、道では、平 成13年に、「動物の愛護及び管理に関する条例」を 制定し、問題のある飼い主等に立入調査ができ るよう規定したところであり、これまでも多頭飼 育などに関する苦情や通報があった場合に、状況 に応じて立入調査を行い、不妊去勢など、適正 な飼育についての指導を行ってきたところでござ います。 この度、「動物の愛護及び管理に関する法律」、い わゆる「動物愛護管理法」が改正されまして、問 題を生じさせている飼い主等に対し、都道府県知 事による立入権限が新たに規定されましたこと から、今後は法に基づき、ペットの適切な飼育に ついて指導・助言に努め、多頭飼育による問題 などが起こらないよう更に対応を強化してまいり ます。</p> <p>(動物管理担当課長) 動物愛護団体などとの連携についてでございます が、道では、動物愛護管理法に基づき、ペットシ ョップや飼い主などへの指導のほか、所有者など から求められた場合に犬猫の引取りを行ってあり ますが、引き取った犬猫は、保健所に一時収容し、 独自のネットワークを持つ動物愛護団体などにも 御協力をいただきながら、新たな飼い主への譲 渡などを行っているところでございます。 動物の愛護や管理に関する施策の推進は、その課 題も多岐にわたることなどから、道といたしまして は、引き続き、動物愛護団体などの御協力を得 ながら、犬猫の譲渡会をはじめ、適正飼育の普 及啓発イベントを開催するなど、幅広い分野で 連携していく考えでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 動物愛護管理センターについて</p> <p>できれば、これから動物愛護管理センターを作っていくということが、この法改正においてもまさに定められたところではありますが、でもセンターの機能というか、設置の仕方についてもですね、民間と道庁がやるべきことの役割分担というところをしっかりと考えていくことが必要だというふうに思います。</p> <p>現在、道では保健所と各振興局環境生活課が分担して動物愛護行政を行っているところと承知をしています。むしろ道よりも札幌ですとか旭川の方で、動物愛護センターの設置が進んでいますけれども、道としては今のところ未設置となっている。広域な道としては未設置となっているということです。獣医師会やNPOなどからも、センター設置の要望はあがっているとは思いますが、今回のこの法改正を受けて、道はどのように対応する考えなのか伺います。</p> <p>(指摘)</p> <p>道が行う動物愛護管理センターの機能というのはそもそもどういうことかということをしっかり捕らえていただきたいというふうに思っております。</p> <p>言うは易し、行うは難しとは思いますが、例えば動物によるセラピー効果なども大変あの、犬のところに連れて行ったとか、あるいは荒れた学校が動物を引き取ることによって改善したという事例はたくさんあるわけです。例えば、地域のお年寄りとかもですね、逆に賢明な飼い主さんが一度ペットをなくして、すぐ心が落ちてというか、ペットロスで悲しんでいるんだけど、今、この年で新しいペットは飼えないということをすごく悔やんでいる方もいらっしゃるんですよ。そういう意味での、新たな意味での、殺処分をなくす方向の見方というのでしょうか、そういうことをですね民間のほうと、民間の皆さんと考え出しながら、新しい価値を生み出す方向で、まあ空き家対策の問題だとか、そこまで言っちゃうと色々大変だというふうに思いますが、新たな公営住宅のあり方っていうのも模索してもいいと思いますし、そうした方向で、すぐそこまで行かないと思うのですが、そこに携わっている現場の職員の方がですね、特に今、公務員獣医師が少ない中で、業務にあたっている方たちが、自分のやっている仕事に希望だとかやりがいだとか、誇りが持てるような方向で、しかも、民間団体の方とお互いに支え合うような方向で、道がやってくれないとか、ここがやってくれないとか、そういうことではなくて、今、パブリックコメントもされていると承知はしていますが、この機会にですね、道と民間団体が動物愛護の問題に向き合えるような方向でですね、議論を進めていただきたいと思います。その分、民間の団体をお願いする部分ですね、今からだと間に合わないものもあるかとは思いますが、国に呼応して条例を作るだけではなく、国を超えてですね、しっかりと罰則規定なりを設けられるものについては、道としての姿勢を示していくことも広域自治体の役割として必要なのではないかというふうに思いますので、そのことも併せて指摘をさせていただいて、質問を終わります。</p>	<p>(生物多様性担当局長)</p> <p>動物愛護管理センターについてでございますが、都道府県の措置等を拡充する趣旨から、この度の法改正で具体的に規定されましたペットショップなど動物取扱業の登録や犬猫の引取り、譲り渡しなど都道府県等が果たすセンターの業務につきましては、これまで、14か所の振興局環境生活課と、40か所の道立保健所・支所において担ってきたところでございます。</p> <p>本道の広域性から、業務の集約には課題もあるところでありまして、道としては、この度の法改正を受け、これまでの体制を検証し、本道の状況を踏まえた動物愛護管理業務のあり方について、検討を進めてまいります。</p>